平成２４年（フ）第２６２３号
大阪市東成区大今里南６丁目28番12号　東洋ビル202号
債務者　片山加代子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１８号
大阪市北区長柄西２丁目４番16号　山崎マンション501号室
債務者　大谷　朱美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３０号
大阪府寝屋川市三井南町30番２―607号
債務者　長谷川理香（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５号
島根県出雲市平田町7521番地
債務者　和田　のい
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月22日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１１１号
仙台市宮城野区新田５－９－６　クレフラスト小鶴新田駅西Ｃ105号室、住民票上の住所宮城県宮城郡利府町菅谷字赤坂20番地３
債務者　雨宮　俊太
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
仙台市青葉区小松島２丁目４番34号　ディアコート小松島205
債務者　吉田　伸吾
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番18―502号
債務者　沼田　ミサ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町892番地
債務者　高橋トシ江
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７１号
茨城県水戸市内原町763番地の２
債務者　柴田　則子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７５号
茨城県水戸市東原１丁目２番１―201号　プリマベーラ
債務者　宮下　彩奈
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８４号
茨城県水戸市城南３丁目３番16号　ビクトリーハイツＢ棟102号
債務者　横田　勝男
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８５号
茨城県水戸市千波町1666番地の45　コーポ85・202号、旧住所神奈川県川崎市宮前区馬絹980番地11　アスラン宮崎台202
債務者　松田　浩志
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０９号
茨城県古河市北町４番27―808号　ルネ古河若葉
債務者　髙橋　吉徳
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１０号
茨城県古河市北町４番27―808号　ルネ古河若葉
債務者　髙橋　弘美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４５号
金沢市黒田１丁目169　信開セルーラ黒田106号室、住民票上の住所金沢市赤土町ワ49番地９
債務者　村田　昌広
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
石川県鳳珠郡能登町字上町８字369番地
債務者　亀井　富雄
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１５２号
山梨県甲府市上石田４丁目13番22号　小林アパート101
債務者　宮崎　朝生
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　甲府地方裁判所民事部破産係